

# グループホームけやきの里 運営規程

## (認知症対応型共同生活介護)

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人香南会が運営するグループホームけやきの里（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者であって認知症の状態にある高齢者が自立した日常生活を営めるよう、共同生活住居において適切な介護サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 認知症高齢者の特性を理解し、個人の人格を尊重しながら地域社会の中で人々との関わりを保ち共同生活住居において、その本人の有する能力を最大限に発揮し、自立した日常生活を営むことができるよう努める。また、事業の実施にあたっては、市町村及び関係機関との連携を密に図り、総合的なサービス提供を行う。

### (事業所の名称等)

#### 第3条

- (1) 名称 グループホームけやきの里
- (2) 所在地 愛媛県新居浜市大生院154-3

### (利用定員)

#### 第4条

事業所の入居定員は、18名とする。 1ユニット 定員9名

### (職員の職種・員数及び職務内容)

#### 第5条

- (1) 管理者 1名以上（兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 1名以上（兼務）  
計画作成担当者は、入居者及び家族の希望・心身状況等を勘案し介護計画の作成を行う。
- (3) 介護職員 13名以上（内、兼務については、重要事項説明書に記載する）  
介護職員は、介護計画に基づき入居者の介護業務に当たる。

### (認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症の状態にある入居者に対し、国の定める必要な介護職員を配置し、介護計画に基づいた介護サービスを提供する。

### (利用料その他の費用の額)

第7条 認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、入居者負

担は負担割合証に基づき徴収する。その他以下に掲げる費用を徴収する。

- |       |    |      |           |
|-------|----|------|-----------|
| (1) ア | 家賃 | 月額   | 40,000円   |
|       | イ  | 食材料費 | 日額 1,300円 |
|       | ウ  | 光熱水費 | 日額 250円   |
- (2) 上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ入居者又は身元保証人等に対し、当該サービスの内容の説明を行い同意を得る。
- (3) その他、日常生活において費用の徴収が必要となった場合は、その都度入居者又はその身元保証人等に対し、説明を行い同意を得たものに限り徴収する。

(緊急時の対応)

第8条 事業所の職員等は、入居者の病状急変やその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の処置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 災害時等における入居者の安全を確保するために、地域消防署及び地域住民との連携を図り、緊急時の連絡体制を整備する。また、消防計画に基づき防災訓練を実施する。

(職員の研修)

第10条 当事業所は、職員等の資質の向上を図るため、必要に応じ下記の研修の機会を設け業務体制を整備するとともに積極的に取り組む。

- (1) 認知症介護実践研修(「実践者研修」・「実践リーダー研修」)
- (2) 内部研修及び外部研修

(運営推進会議)

第11条 事業所のサービスの質の確保を図ることを目的とし、運営推進会議を概ね2月に1回実施する。運営推進会議を構成する者及び会議の内容は以下のとおりとする。なお、会議の内容に関しては記録を作成し公表する。

- (1) 構成する者 入居者及び家族、地域住民の代表者  
事業所が所在する市町村職員または地域包括支援センターの職員  
認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等  
事業所の代表者
- (2) 会議の内容 事業所の活動状況報告、運営推進会議による事業所の評価  
運営推進会議からの必要な要望、助言

(外部評価)

第12条 事業所の適切な運営とサービスの質を確保し向上を図るため、年に1回以上自己評価を行い、運営推進会議にて報告し評価を受け、その結果を公表する。

(入居にあたっての留意事項)

第13条 入居者は共同生活を営むにあたって以下の点に留意する。

- (1) 入居者は、他の入居者のプライバシーを侵害しないよう十分注意をする。
- (2) 入居者間で互いに人権を尊重し合い、共同生活において親睦を深める。

虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、高齢者虐待防止法に基づいて、虐待防止に努めると共にその発見、通報、保護を積極的に行い関係機関との連携を図る。

- 2 虐待防止のための指針及び体制を整備する。
- 3 事業所において高齢者に対する身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待や養護を著しく怠ることのないよう、定期的に虐待防止に向けての研修を実施する。
- 4 高齢者虐待を発見又はその情報を入手した場合は速やかに関係機関に通報する。
- 5 苦情解決処理規程に沿った適切かつ迅速な対応により、入居者並びに高齢者の権利を擁護する。

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

第15条 事業所は、原則として入居者に対して身体的拘束は行わない。但し、本人又は他の入居者等の生命及び身体を保護する目的で緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

- 2 身体的拘束等の適正化のための指針及び体制を整備する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 従業者は、業務上知り得た入居者及びその家族、身元保証人等の秘密は保持する。

- 2 従業者であった者に業務上知り得た入居者及びその家族、身元保証人等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用の内容とする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人香南会で定めるものとする。

附則

この規程は、平成20年12月20日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、2019年4月1日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

この規程は、2023年8月1日から施行する。

この規程は、2024年4月1日から施行する。

この規程は、2025年4月1日から施行する。